

農業委員会報 44号

編集と発行 令和2年2月 茨城町農業委員会/東茨城郡茨城町小堤1080(茨城町役場内) 電話(029)240-7117(直通)



雨ヶ谷さん家族(常井)

地域の担い手紹介

常井の雨ヶ谷祐一さんは、トマトやナスなどの施設栽培を中心にしている専業農家です。雨ヶ谷さんが農業を始めたのは6年前。父、啓治さんが露地野菜・水稲を中心に農業をしていましたが、新規就農者として施設野菜を中心に農業をはじめ、現在は一町歩ほどを耕作しています。

以前は会社員だったという祐一さんですが、父が6歳になるのをきっかけに会社員を辞め、農家に。施設野菜は啓治さんも経験がなく、初めの数か月は近くの農家さんに教えてもらいながら、技術を習得していったそうです。

祐一さんの今後について啓治さんは、「息子には地域の後継者になって欲しい」と語ります。祐一さんも農業を次に繋いでいきたいという思いがあり、子どもに農業をやりたいと思ってもらえるように、働き方を見直し、魅力ある農業にしたいと話していました。

雨ヶ谷さんは、経営規模の拡大と人材育成を視野に入れて日々農業に励んでいます。雨ヶ谷さんの今後のご活躍に注目です。

主な内容

- 地域の担い手紹介……………表紙
- 会長あいさつ……………2頁
- 担い手への農地集積・集約化の推進……………3頁
- 農地中間管理機構のしくみ……………4頁
- 農業委員会活動……………5頁
- 新規就農者紹介……………6頁
- 賃借料情報・標準農作業料金表……………6頁
- 茨城町の農業ニュース……………6頁

会長あいさつ



茨城町農業委員会
会長 箭原 和敏

農家の皆様には日頃より当委員会の活動に對しまして、深いご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、昨年の農業情勢を振り返りますと、台風15号、19号により各地域で河川の氾濫や堤防が決壊し、農業施設への被害が多々発生しました。被害を受けられた皆様の一日も早い復旧を心からお祈りいたします。

茨城町の農業・農村を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化、後継者不足、耕作放棄地の増加など、一段と厳しい状況にあります。

本町の財産である農地を守り、次世代へと継承し、地域、現場の声を大事にしながら、耕作放棄地の解消、土地の有効利用を促進し、農業振興の向上を図ることは、大変重要と認識しております。

農業に携わる皆さんが、誇りと自信、そして希望をもって地域農業に取り組めるよう、関係機関並びに団体と農業委員会が一丸となって農地利用の最適化に取り組んでまいります。

最後になりますが、私たち農業委員・農地利用最適化推進委員は、農業者の代表としての自覚と信念を持ち、皆様の農業経営の向上が図られるよう取り組んでまいりますので、今後ともより一層のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

農業委員会の業務

- 農地関係
 - ・農地法に基づく農地等の利用関係調整に関する事
 - ・農業経営基盤促進法に基づく利用権促進事業に関する事
 - ・遊休農地対策に関する事
- 農地等の利用の最適化の推進関係
 - ・農地の集積・集約化
 - ・遊休農地の発生防止・解消
 - ・新規参入者の促進
- 農政関係
 - ・農政に関する意見の提出
 - ・農業者との意見交換会の実施
- その他の法令に基づく業務
 - ・家族経営協定に関する事
 - ・農業者年金に関する事
 - ・農業者のための調査研究に関する事（農作業標準作業料の設定等）
 - ・農業者に対する啓発宣伝に関する事（会報の発行等）

締切日と総会日

締切 毎月10日

総会 毎月25日

※土日、祝祭日の場合は翌開庁日となります。

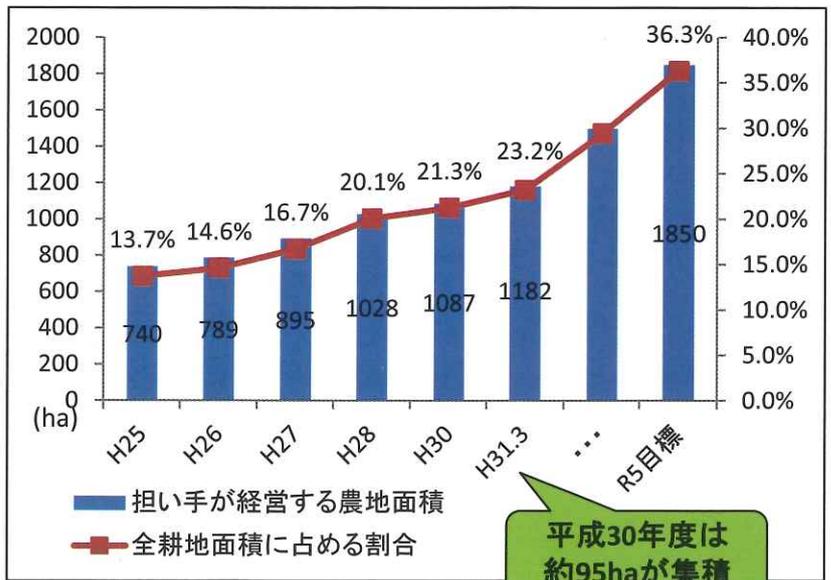
《お知らせ》
4月以下の農地転用の県知事許可が、権限移譲により4月から町農業委員会の許可になります。

担い手への農地集積・集約化の推進

担い手への農地集積・集約化の現状

農業委員会では、効率的かつ安定的な農業経営のために農地利用の最適化の推進の1つとして、担い手への農地集積・集約化を進めております。担い手への農地集積・集約化とは、農地を相続した会社員の方や農業経営をリタイヤする方などの出し手農家の貸付希望農地を、経営規模拡大意向のある担い手に集めることです。

茨城町の担い手への農地集積の現状は、平成31年3月時点で1182ヘクタール、集積率23.2%となっております。令和5年度末目標の1850ヘクタールを目指し、今後も委員間の連携をさらに強化しながら、農地集積・集約化に取り組む必要があります。



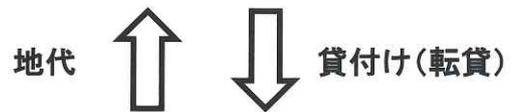
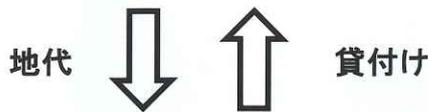
農地中間管理機構のしくみ

(公社)茨城県農林振興公社(茨城県農地中間管理機構)では、農業経営の縮小やリタイアする方などから農地を借り受け、地域の担い手となる農家へ貸し出す、農地中間管理事業を行っています。

農地集積バンク(農地中間管理機構)

借受と転貸

- ・市町村・農業委員会と連携し、農地の集積・集約を進める。
- ・担い手にまとまりのある形で農地を利用できるよう貸し付ける。
- ・担い手への貸し付けが決まるまでの間、農地を管理する。
- ・簡易な条件整備を行う。(受け手の要望により)



出し手

- 規模縮小
- 経営転換
- 農地相続
でお困りの方



農地を貸したい人

- ・貸付期間終了後、農地は確実に出し手に戻る
- ・貸付期間終了後、継続して貸付することもできる
- ・設定した地代は機構から確実に支払われる
- ・契約中に担い手が引退しても、機構が次の担い手を探す

受け手

- 規模拡大
- 新規参入
をお考えの方



農地を借りたい人

- ・長期の借入期間により(原則10年)安定した営農が可能
- ・分散した農地の集約化が可能となり、作業効率や生産性の向上につながる
- ・地代は機構にまとめて支払い、機構が出し手へ個別に支払う

借り受ける農地の基準・確認事項

- ・農業振興地域内の農地であること
- ・再生作業が著しく困難な農地ではないこと
- ・土地改良区賦課金の滞納や農地の差押がないこと
- ・概ね2・5m以上の公道に接していること
- ・隣接地との境界が確定されていること

農地を守るためには、担い手に農地を集積し、有効利用することが今後より一層求められます。

詳しくは下記へご連絡ください。

茨城県農地中間管理機構

☎029-239-7131

茨城町農業公社

☎029-215-8002

茨城町農業委員会事務局

☎029-240-7117



遊休農地解消事業

令和元年5月～11月

農業委員会では、増加傾向にある遊休農地を、毎年委員自らの手により解消しています。

今年度も5月から、駒渡地区で発生した遊休農地の解消を行いました。委員が自己所有するトラクターにより、草刈り、耕耘を行い、きれいな農地に再生しました。解消したほ場には、サツマイモを作付けしました。作付後も委員や推進委員らで草刈り等の管理を行いました。



と配布しました。

担い手農家との意見交換会

令和元年7月

7月3日、現場の声を農政に取り入れることを目的として、担い手農家との意見交換会を開催しました。当日は、(株)茨城もぎたてファクトリー、生活協同組合パルシステム茨城の方を講師にお招きしたほか、関係機関、担い手など約60名の方にご参加いただきました。

担い手からは、遊休農地解消に係る費用の支援、境界杭を除去するための図面作成等に係る費用の支援を継続して確保すること、新規就農の動機づけとなる支援策を幅広く発信すること、などが意見・要望として挙げられました。



を提出しました。

農地パトロール

令和元年7月～8月

遊休農地の実態把握と発生防止・解消指導や農地の違反転用発生防止等のため、農業委員と農地利用最適化推進委員が事前調査をもとに、7月から8月にかけて、町内各地区の農地パトロールを実施しました。

農地パトロールにより、背丈の高い雑草、雑木が繁茂している農地も見受けられました。荒れてしまった農地は、病害虫の発生原因や、有害鳥獣の隠れ家となる恐れもあり、周辺の耕作者に迷惑をかけるだけでなく、景観や生活環境の悪化にもつな



がりかねません。適正な管理をお願いします。

先進事例の視察研修

令和元年11月

今回の研修は福島県大玉村の農業委員会が実施しました。大玉村は「日本で最も美しい村」づくりに取り組んでおり、荒廃農地も少なく、景観がよいと感じられました。

大玉村農業委員会では、耕作放棄地を活用したエゴマの栽培を進め、遊休農地の解消と新たな特産品の創出による農業者の所得確保に取り組んでいるそうです。

また、大玉村ならではの事業、村と村民との共同出資による株式会社「あだたらの里直売所」は、農産物等を出荷される方の更なる所得向上、地産地消、特産物開発、雇用創出、大玉村の情報発信基地や元気発信の拠点を目指し設立されました。「基



幹産業である農業の所得向上に繋がる活動をしていかなければならない」「耕作放棄地に収益性の高い作物を栽培、また特産化といった他の機関と協力して取り組んでいることがうかがえた」など委員それぞれに学ぶことができた研修になりました。

よつごころ！新規就農者



茨城町農業公社の新規就農研修事業を活用して研修中の大山健一郎さんご夫婦（城之内地区）を紹介いたします。

大山さんは東京で会社員として働いていましたが、アレルゲンフリーをコンセプトにしたレストランの店長をしていた際に、農家さんと出会ったことで、農業経営のスタイルに興味を持ち、家庭と仕事のバランスが取れるということもあり、就農することを決めました。現在はチヂミホウレン草（25竹）を中心に、葉物野菜を作付しています。

将来は、関わる人が明るくなる活動がしたいそうで、野菜はもろろん、スパイスを自分で作り、それを使ったカレー屋を開くことが夢だそうです。「来たお客さんが明るくなれるような場所を作りたい」と話してくれました。また、妻の章子さんの「農業を始めてから顔が生き生きしてるよ」という言葉も印象的でした。地域の新たな担い手の活躍に期待です。

茨城町農地の賃借料情報

この農地賃借料は、平成31年1月から令和元年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準です。

	終結（公告）された地域名	平均額（円） ／10a	最高額（円） ／10a	最低額（円） ／10a	データ数 （件）
田の部	長岡地区	13,100	20,250	10,000	10
	川根地区	11,500	20,250	10,000	89
	上野合地区	12,200	28,710	10,000	17
	沼前地区	13,600	27,000	12,000	6
	石崎地区	11,100	19,463	6,300	59
	茨城町全域	12,300	28,710	6,300	181
畑の部	長岡地区	5,200	21,000	3,000	34
	川根地区	5,600	8,000	5,000	8
	上野合地区	8,700	20,000	6,000	20
	沼前地区	9,000	20,000	6,930	30
	石崎地区	10,000	18,819	10,000	25
	茨城町全域	7,700	21,000	3,000	117

注意事項

- データ数は、集計に用いた筆数です。
- 賃借料を物納支給（水稻）としている場合は、**60kg当り13,500円**（令和元年度JA水戸の仮渡し概算金額）に換算しています。
- 平均額は算出結果を四捨五入し100円単位としています。
- この情報は個別の農地の賃借料を規定するものではありませんので、圃場の状態等を考慮し、**当事者間で協議してください。**
- 使用賃借による契約は含まれておりません。

茨城町標準農作業料金表

	作業内容	単位	標準料金（円）
田の部	育苗（中苗購入種子使用）	1箱	750
	耕起	10a	5,500
	あぜ塗り（片面）	1m	50
	代かき	10a	8,000
	機械田植え（苗代別）	10a	7,000
	肥料散布（肥料代別）	10a	2,000
	機械刈取（コンバイン）	10a	20,000
	乾燥・調製（もみすり含む。）	60kg	2,000
畑の部	もみすり	60kg	1,000
	耕起	10a	6,000

茨城町標準農作業料金は、農業者の方が農作業の受委託契約を結ぶ場合に標準となる料金です。適用地域は茨城町全域となります。

注意事項

- 本表は消費税抜きで作成していますので、必要な方は消費税を加算してください。
- この額は標準額ですので、圃場の状態や作業の難易などで上記の金額による**ことが適当でない場合は、当事者間で協議してください。**
- 農作業料金については、令和元年10月基準「茨城県最低賃金（時給）849円」を参考にしてください。

茨城町の農業ニュース

青葉中学校



平成28年度に事業着手した国営緊急農地再編整備事業「茨城中部地区」の区画整理が行われています。町内では、7団地316畝を耕作がしやすいように区画整理し、約8割の農地を担い手に集積することを目標に進めており、事業完了は令和7年度を予定しています。写真は、工事が実施されている奥谷団地の様子を上空から撮影したものです。また、令和元年度から小堤、越安団地の工事も始まりました。他の団地においても順次区画整理が進められます。

**国営緊急
農地再編整備事業
「茨城中部地区」**



町内で農家民泊や農漁業体験等を実施している「ひろうら田舎暮らし体験推進協議会（清水勝利会長）」が、豊かなむらづくり全国表彰事業における農林水産大臣賞を受賞しました。豊かなむらづくり部門は、農業（むらづくり部門）は、農林水産業の振興を中心に、生活、文化等を含む幅広い地域活動を展開し、地域の活性化に貢献している団体等に贈られるものです。昭和54年から実施されています。

**ひろうら田舎暮らし
体験推進協議会
農林水産大臣賞を受賞**

食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理に取組み、様々なリスクを防止し、良い農業の行いによって、適正で持続可能な農業生産管理につながることを目的です。

○安全で品質の良い農産物の提供 ↓ 農薬の事故防止、A品率の向上

GAPの目的と効果

- 法令等の違反
- 無駄な手間や在庫の未整理
- 過剰施肥
- 衛生管理の不徹底
- 農作業事故

例えば：
 ○あなたの農業はどうですか？
 G A Pは、まずB A P (Bad Agri-cultural Practice: 悪い農業の行い) に気づくことから始まります。

**G A P (ギャップ) に
取り組んでみませんか**

茨城町ではG A P (Good Agricultural Practice: 農業生産工程管理) の取り組みを推進しています。

G A Pとは、生産者が適正な農業生産のやり方をマニュアル化して実践し、記録を取り、これに基づき点検・改善をくり返し行う生産管理の取り組みのことです。

○信頼性の向上 ↓ 継続的な取引や有利販売
 ○農業経営の改善 ↓ 無駄の排除によるコスト削減

多様な効果があらわれるG A Pは、特別なことを行うわけではありません。

食品の安全等の消費者ニーズにどのように応えていくか。それがG A Pです。G A Pは、産地に対する消費者の信頼や量販店等の評判につながり、環境保全にも役立つメリットがあります。

興味をお持ちの方は、ぜひ町農業政策課農業企画グループまでご相談ください。

【問合せ先】農業政策課
 ☎029-1240-7118

編集後記

今年度から新しい農業委員・推進委員となり、新たな気持ちで活動に取り組んでいます。また、4月から権限移譲も始まり、責任の重さを再認識しているところです。1月には勉強会も行い、農地法等を一から学ぶ機会となりました。

最後になりますが、取材を受けて下さった雨ヶ谷さん、大山さん、本当にありがとうございました。

広報委員長 小橋 長能

